

二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組の状況に関する条件

1 条件

次の5項目に係る数値を以下の表に当てはめた場合の評点の合計が70点以上であること。

(1) 1 kWh 当たりの二酸化炭素排出係数

次のいずれかによる数値とすること。

① 平成29年度の1キロワットアワー当たりの二酸化炭素排出係数

地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）に基づき環境大臣および経済産業大臣によって電気事業者ごとに公表された調整後排出係数またはこれと同様の算定方法に基づき算出された数値。

② 平成30年度中に電力供給を開始した小売電気事業者は、供給開始の日から平成31年3月末日までの1キロワットアワー当たりの二酸化炭素実排出係数

電気事業者がそれぞれ供給した電気の発電に伴い、特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定に関する省令（平成18年3月29日経済産業省令・環境省令第3号）別表1に定める燃料の燃焼に伴って排出された二酸化炭素の量を、当該電気事業者が供給した電力量で除した数値。

(2) 未利用エネルギー活用状況

平成29年度（平成30年度中に電力供給を開始した小売電気事業者にあつては、供給開始の日から平成31年3月末日まで）の未利用エネルギー活用状況

(3) 再生可能エネルギー導入状況

平成29年度（平成30年度中に電力供給を開始した小売電気事業者にあつては、供給開始の日から平成31年3月末日まで）の再生可能エネルギー導入状況

(4) グリーン電力証書の譲渡予定量

グリーン電力証書の調達者への譲渡予定量（予定使用電力量の割合）

(5) 需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組

要素	区分		得点
(1) 1 kWh 当たりの二酸化炭素排出係数 ・平成29年度実績分は調整後排出係数 ・平成30年度実績分は実排出係数 （単位：kg-CO ₂ /kwh）	0.000 以上	0.400 未満	70
	0.400 以上	0.425 未満	65
	0.425 以上	0.450 未満	60
	0.450 以上	0.475 未満	55
	0.475 以上	0.500 未満	50
	0.500 以上	0.525 未満	45
	0.525 以上	0.550 未満	40
	0.550 以上	0.575 未満	35
	0.575 以上	0.600 未満	30
	0.600 以上	0.625 未満	25
	0.625 以上		20

(2)未利用エネルギー活用状況	0.675%以上	10
	0.00%超 0.675%未満	5
	活用していない	0
(3)再生可能エネルギー導入状況	5.00%以上	20
	3.00%以上 5.00%未満	15
	1.50%以上 3.00%未満	10
	0.00%超 1.50%未満	5
	活用していない	0
(4)グリーン電力証書 ^{※1} の譲渡予定量 (予定使用電力量の割合)	5.0%	10
	2.5%	5
	活用していない	0
(5) 需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供 の取組	取り組んでいる	5
	取り組んでいない	0

※1 一般財団法人日本エネルギー経済研究所グリーンエネルギー認証センターの認証に係るグリーン電力証書に限る。

グリーン電力証書の譲渡予定量を示すことにより入札参加資格を得た者が落札した場合、落札後、契約までの間に、グリーン電力証書を米原市に譲渡することとする。譲渡とは、グリーン電力証書の発行を行った者が、現在のグリーン電力証書の保有者を管理するための帳簿等の名義を米原市長に変更することをいい、書類等がある場合、その書類等も譲渡することとする。

2 契約期間内における努力等

- (1) 契約事業者は、契約期間内についても、1の表による評点の合計が70点以上となるように電力を供給するよう努めるものとする。
- (2) 1の基準を満たして電力供給を行っているかの確認のため、必要に応じ関係書類の提出および説明を求めることがある。また、契約事業者は、契約期間満了後可能な限り、速やかに、1の基準を満たして電力供給を行った否か報告するものとする。

3 用語の定義

用語	定義
(1) 1kwh 当たりの二酸化炭素排出係数	次のいずれかによる数値とすること。 <ol style="list-style-type: none"> ① 平成29年度の1キロワットアワー当たりの二酸化炭素排出係数 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）に基づき環境大臣および経済産業大臣によって電気事業者ごとに公表された調整後排出係数、またはこれと同様の算定方法に基づき算出された数値。 ② 平成30年度中に電力供給を開始した小売電気事業者で、供給開始の日から平成31年3月末日までの1キロワットアワー当たりの二

	<p>酸化炭素実排出係数</p> <p>電気事業者がそれぞれ供給した電気の発電に伴い、特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定に関する省令（平成 18 年 3 月 29 日経済産業省令・環境省令第 3 号）別表 1 に定める燃料の燃焼に伴って排出された二酸化炭素の量を、当該電気事業者が供給した電力量で除した数値。</p>
<p>(2)未利用エネルギー活用状況</p>	<p>未利用エネルギーの有効活用の観点から、平成 29 年度（平成 30 年度中に電力供給を開始した小売電気事業者にあつては、供給開始の日から平成 31 年 3 月末まで）における未利用エネルギーの活用比率を使用する。算出方法は以下のとおり。</p> <p>未利用エネルギー活用状況（%）＝$A/B \times 100$</p> <p>ただし、</p> <p>A＝平成 29 年度（平成 30 年度中に電力供給を開始した小売電気事業者にあつては、供給開始の日から平成 31 年 3 月末まで）の未利用エネルギーによる発電電力量（送電端（kWh））</p> <p>B＝平成 29 年度（平成 30 年度中に電力供給を開始した小売電気事業者にあつては、供給開始の日から平成 31 年 3 月末まで）の供給電力量（需要端（kwh））</p> <p>ア 未利用エネルギーによる発電を行う際に、他の化石燃料等の未利用エネルギーに該当しないものとを混燃する場合は、以下の方法により未利用エネルギーによる発電量を算出する。</p> <p>a 未利用エネルギーおよび未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の双方の実測による燃焼時の熱量が判明する場合は、発電電力量を熱量により按分する。</p> <p>b 未利用エネルギーの実測による燃焼時の熱量が判明しない場合は、未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼時の熱量と当該発電の効率から未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼に伴う発電量を算出し、当該数値を全体の発電量から除いた分を未利用エネルギーによる発電分とする。</p> <p>イ 未利用エネルギーとは、発電に利用した次に掲げるエネルギー（他社電力購入に係る活用分を含む。ただし、一般電気事業者からの購入電力に含まれる未利用エネルギー活用分については趣旨から考慮し、含まない。）をいう。</p> <p>a 工場等の廃熱または排圧</p> <p>b 廃棄物の燃焼に伴い発生する熱（「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号）」（以下「F</p>

	<p>IT法」という。)第2条第4項において定める再生可能エネルギーに該当するものを除く。)</p> <p>c 高炉ガスまたは副生ガス</p> <p>ウ 平成29年度(平成30年度中に電力供給を開始した小売電気事業者にあつては、供給開始の日から平成31年3月末まで)の未利用エネルギーによる発電電力量Aおよび平成29年度の供給電力量Bには、他電気事業者への販売分は含まない。</p>
(3)再生エネルギー導入状況	<p>再生可能エネルギー利用促進の観点から、平成29年度(平成30年度中に電力供給を開始した小売電気事業者にあつては、供給開始の日から平成31年3月末まで)における再生可能エネルギーの活用比率を使用する。算出方法は、以下のとおり。</p> $\text{再生可能エネルギー導入状況} = (A + B) / C$ <p>ただし、</p> <p>A = 平成29年(平成30年度中に電力供給を開始した小売電気事業者にあつては、供給開始の日から平成31年3月末まで)の度自社施設で発生した再生可能エネルギー電気の利用量(送電端(kWh))</p> <p>B = 平成29年度(平成30年度中に電力供給を開始した小売電気事業者にあつては、供給開始の日から平成31年3月末まで)の他社より購入した再生可能エネルギー電気の利用量(送電端(kWh))(太陽光発電の余剰電力買取制度および再生可能エネルギーの固定価格買取制度による買取電力量は除く。)</p> <p>C = 平成29年度(平成30年度中に電力供給を開始した小売電気事業者にあつては、供給開始の日から平成31年3月末まで)の供給電力量(需要端(kWh))</p> <p>※ A、B、Cには他電気事業者への販売分は含まない。</p> <p>再生可能エネルギーとは、FIT法第2条第4項で定められる再生可能エネルギー源を用いる発電設備による電気を対象とし、太陽光、風力、水力(30,000kw未満、ただし、揚水発電は含まない。)、地熱、バイオマスを用いて発電された電気とする。</p>
(5) 需要家への省エネルギー、節電に関する情報提供の取組	<p>需要家に対する省エネルギー・節電に関する情報提供の取組について、需要家の省エネルギーの促進の観点から評価する。具体的な評価内容として、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電力デマンド監視による使用電力量の表示(見える化) ・需給逼迫時等における需要家の電力使用抑制に資するサービス(リアルタイムの情報提供、協力需要家への優遇措置の導入) <p>例えば、需要家の使用電力量の推移等をホームページ上で閲覧可能にすること、需要家が設定した最大使用電力を超過した場合に通知を行うこと、電力</p>

	<p>逼迫時等に電気事業者側からの要請に応じ、電力の使用抑制に協力した需要家に対して電力料金の優遇を行う等があげられる。</p> <p>なお、本項目は個別の需要者に対する省エネルギー・節電に関する効果的な情報提供の働きかけを評価するものであり、不特定多数を対象としたホームページ等における情報提供や、毎月の検針結果等、通常の使用電力量の通知等は評価対象とはならない。</p>
--	---